

サンプル契約 1

株式譲渡契約書

売 主：●●

買 主：▲▲

株式譲渡契約書

●●（以下「売主」という。）及び▲▲（以下「買主」という。）は、以下のとおり買主による◆◆（以下「対象会社」という。）の全株式の取得に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 目的及び定義

（目的）

第1条 本契約は、対象会社及び買主の一層の発展を目指し、対象会社の発行済株式の全てを、売主が買主に対して譲渡することにより、対象会社の経営権を売主から買主に移転することを目的として締結する。

（定義）

第2条 本契約において、特段の定義を伴わずに用いられる本条各号の用語は、それぞれ本条各号に定める意味を有する。

- 一 「対象株式」とは、売主が所有する合計●株の対象会社の発行済株式をいう。
- 二 「対象事業」とは、本契約締結日時点で対象会社が営む一切の事業をいう。
- 三 「基本合意」とは、対象会社の株主が対象株式の譲渡に関して締結した令和●年●月●日付「企業提携に関する基本合意書」をいう。
- 四 「譲渡日」とは、令和●年●月●日をいう。

第2章 対象株式の譲渡

（株式譲渡）

第3条 売主は、買主に対し、譲渡日に、本契約に定める条件に従い、対象株式の全部を譲渡するものとし、買主は、売主からこれを譲り受ける（以下「本件株式譲渡」という。）。

（譲渡価額）

第4条 買主は、対象株式の対価として、売主に対し、金●円（一株あたり金●円。以下、「本件譲渡価額」という。）を支払う。

（支払方法）

第5条 買主は、次条の重要物品の受領と引換えに、売主に対し、譲渡日限り、売主の指定する下記銀行口座に振り込む方法によって、本件譲渡価額を支払う。但し、振込手数料は買主の負担とする。

記

銀行名・支店名	■ ■
口座種類・番号	● ● ● ● ● ●
名 義 人	● ●

以上

（重要物品の引渡し）

第6条 売主は、前条の本件譲渡価額の受領と引換えに、以下の重要物品を買主に対し引き渡す。

- 一 対象株式の譲渡を承認する旨の決議がなされたことを示す対象会社の株主総会議事録（写し）

- 二 対象株式の譲渡承認請求書（写し）・同承認通知書（写し）
 - 三 売主から買主への対象株式の株主名簿名義書換請求書
 - 四 対象会社の株主名簿
 - 五 売主の対象会社取締役としての辞任届
- 2 買主は、売主に対し、前項各号の重要物品の交付を条件として、直ちに、その受領証を交付する。

（本件株式譲渡の実行）

第7条 第5条に基づく支払い及び第6条に基づく重要物品の引渡し（以下、併せて「本件株式譲渡の実行」という。）は、譲渡日に、■ ■において、行われるものとする。

第3章 表明及び保証

（売主の表明及び保証）

第8条 売主は、本契約締結日及び譲渡日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- 一 権能及び権限：本契約の締結及び履行に必要な権利能力、意思能力、行為能力及び権限を有していること。
 - 二 反社会的勢力からの断絶：集团的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある団体又はそのような団体の構成員及びこれらに準ずると合理的に判断される者（以下「反社会的勢力」という。）ではなく、反社会的勢力との間に直接・間接を問わず、何らの資本・資金上の関係もないこと。また、名目の如何を問わず、資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力と交流を持っている事実がないこと。
 - 三 許認可等の取得：本契約の締結及び履行に必要なとされる司法・行政機関等からの許認可・承認等の取得、司法・行政機関等に対する報告・届出等、又はその他法令・条例・規則・規程等（以下「法令等」という。）上の所要手続を全て法令等の規定に従い適時に履践していること。
 - 四 法令等との抵触の不存在：本契約の締結及び履行、並びに本件株式譲渡の実行は、①本契約に関連する法令等に違反するものではなく、②売主及び対象会社に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、③対象会社の定款その他の社内規則に違反するものではないこと。
 - 五 対象株式の所有：第2条記載の株式数のとおり、対象株式を適法かつ有効に取得し、所有しており、当該株式につき、株主名簿上かつ実質上の株主であること。対象株式には、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律又は対象会社の定款に定める株式譲渡制限を除き、質権、譲渡担保権等の担保権その他いかなる制限又は負担等も存せず、売主は、対象株式を一切の負担等が存しない状態で買主に移転する権利を有しており、本件株式譲渡により、買主は対象株式について一切の負担等の存しない完全な権利を取得すること。
- 2 売主は、本契約締結日及び譲渡日において、「別紙：表明保証除外事項」に記載の事項を除き、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- 一 存続及び権能：対象会社は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、またその財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
 - 二 反社会的勢力からの断絶：対象会社は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に直接・間接を問わず、何らの資本・資金上の関係もなく、反社会的勢力が対象会社の経営に直接又は間接に関与している事実がないこと。また、対象会社は、名目の如何を問わず、資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力と交流を持っている事実がないこと。反社会的勢力及び反社会的勢力との交流を持っている者を対象会社の役員等に選任しておらず、また従業員として雇用している事実がないこと。
 - 三 株主名簿の記載の真正：買主が第6条により受領した対象会社の株主名簿において、対象株式に

係る株主名簿記載事項が真実であること。

- 四 対象株式の存在：対象会社の発行済株式総数は普通株式●株のみであり、新株予約権、対象会社の株式に転換又は対象会社の株式を取得できる権利その他対象会社の株主構成又は資本構成に変動を及ぼすいかなる証券又は権利も設定若しくは付与されておらず、対象会社においてその決議もなされていないこと。
- 五 計算書類等：対象会社が、買主に対して交付した対象会社の貸借対照表及び損益計算書（試算表を含む。）は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に従って作成されており、各作成基準日時点における対象会社の財政状態及び経営成績を適正に示していること。
- 六 資産等：対象会社は、対象事業を円滑に営むために必要かつ十分な有形・無形の資産（不動産、動産、株式、知的財産、契約を含むが、これらに限られない。）を全て所有し、又はかかる資産を適法に使用する権利を有していること。当該資産は、通常の業務において支障なく稼働しているか、又は、通常の業務における使用に適した状態にあること。
- 七 債務及び負債：対象会社に偶発債務は存在せず、また、簿外債務及び引当・償却不足は存在しないこと。
- 八 税務申告等の適正：対象会社は、過去7年間、国内外において、法人税をはじめとする各種課税項目及び社会保険料等の公租公課について適法かつ適正な申告を行っており、適時にその支払を完了していること。また、譲渡日以前の過去7年間の事業に関して、対象会社に対する課税処分がなされるおそれはないこと。
- 九 債務不履行の不存在：対象会社の締結した契約は、有効かつ適法に締結され、かかる契約に定められた一切の権利及び義務は、適法、有効かつ法的拘束力のあるものであること。かかる契約について、対象会社による重大な債務不履行は発生しておらず、また、契約の相手方による重大な債務不履行は発生していないこと。
- 十 要承諾取得契約等の不存在：対象事業に関する契約のうち、本件株式譲渡について譲渡日までに本件株式譲渡に関する承諾、同意、通知その他の行為が必要である旨又は解除若しくは期限の利益喪失事由として規定されている契約（①本件株式譲渡による承継を禁止する契約、②譲渡制限又は支配権ないし役員の変更の制限（Change of Control）条項が入った契約、及び③本件株式譲渡に伴い届出を行う必要がある契約等を含むが、これらに限られない。）は存在しないこと。
- 十一 知的財産権の所有：対象会社の有する（共有の権利を含む。）特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（以下「本件知的財産権」という。）は、日本国特許庁又は登録国の管轄の特許当局において有効に登録されていること。対象会社が譲渡日までに申願した（共同出願のものを含む。）特許出願、実用新案登録出願、意匠出願及び商標出願（以下「本件知的財産出願」という。）に関する審査手続は、日本国特許庁又は出願国における管轄の特許当局において有効に係属していること。本件知的財産権は、担保権の対象となっていないこと。対象会社は、第三者（発明者も含む。）から、本件知的財産権及び本件知的財産出願の有効性について争われておらず、かつ、無効審判請求、異議申立、審決取消訴訟も係属していないこと。本件知的財産権及び本件知的財産出願について、対象会社と発明者その他の第三者との間に、発明の帰属、発明の相当対価の支払に関する紛争は一切存在せず、かつ、そのおそれもないこと。
- 十二 知的財産権の非侵害：対象会社は、対象事業又はその製品に関して、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、回路配置利用権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいうが、これらに限られない。）を侵害しないことを、対象会社と同一の事業を営む事業者において通常一般的に行われている合理的な範囲で確認しており、対象事業又はその製品に関して、第三者の知的財産権侵害に起因し、又はこれに関連する一切の請求を受けていないこと。
- 十三 労働関係：対象会社は、従業員との間における労働条件に関し、重大な違反を行っておらず、また、従業員又はその所属する労働組合との間における紛争は存在しておらず、また、対象会社においてそれらが発生するような状況もないこと。また、対象会社と従業員との間において、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業等の労使紛争は発生していないこと。対象会社は、その従業員に対する給与等の支払

義務を履行しており、雇用終了時に社内規程に基づかずに発生する退職金（法令に定めがあるものを除く。）その他の雇用契約上の債務の支払義務を負っていないこと。対象会社の従業員は労働組合を組織しておらず、外部労働組合にも加入していないこと。

十四 環境関係：対象会社は、対象事業を運営するにあたり、公害又は環境保護に関する全ての法令、規制、通達、行政指導の規制（土壌汚染及び地下水の水質汚染、建物におけるアスベスト等の有害物質にかかる規制を含むが、これらに限られない。）に違反しておらず、対象会社の所有する不動産についてアスベストの使用はなく、土壌汚染その他の環境汚染は発生していないこと。

十五 紛争の不存在：対象会社を当事者とする、訴訟、仲裁、調停、仮処分、仮差押その他の司法上又は行政上の法的手続（製品の瑕疵・欠陥、知的財産権侵害、環境に関する紛争に関するものを含むが、これらに限られない。以下「訴訟等」という。）は現在係属しておらず、対象会社は、官公庁又は第三者から、いかなる警告・クレームも受領しておらず、また、売主及び対象会社の役員の知りうる限り、かかる警告・クレームを受領するおそれも存在しないこと。対象会社が第三者に対して提起することを予定している訴訟等は存在しないこと。また、対象会社を当事者とする、又は対象会社の資産に関する判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の判断は存在しないこと（対象会社において履行済みのものを除く。）。

十六 法令遵守、許認可等：対象会社は、対象事業に適用のある全ての重要な法令等を遵守していること、また、対象事業を現在の態様にて運営するために必要な全ての許認可等を有しており、かかる許認可等に伴う条件・要件を遵守して対象事業を行っていること。

十七 保険契約：対象会社は、対象事業又は対象事業に関する資産、製品を対象とした製造物責任保険、動産総合保険その他適切な損害保険を付し、かつ、これを維持していること。かかる損害保険に基づき、保険者に対して保険金請求が行われたことはないこと。

十八 変更の不存在：対象会社が、基本合意の締結日以降、譲渡日までの間に、本契約において譲渡日までに行う定めのある行為を除き、買主の事前の書面による同意を得ず、次の各号に掲げる行為その他対象会社の資産・財務内容に重大な変更を生じさせる行為を行っていないこと。

- ① 重大な資産の譲渡、処分、賃貸借
- ② 新たな借入の実行その他の債務負担及び保証、担保設定
- ③ 新たな設備投資及び非経常的仕入
- ④ 非経常的な契約の締結、解約、解除
- ⑤ 従業員的大幅な新規採用及び解雇、役員の選任（再任を除く。）、人事制度の重要な変更
- ⑥ 対象会社の株式の譲渡承認（但し、本件株式譲渡の承認を除く。）、自己株式の取得
- ⑦ 募集株式の発行、増資、減資、株式分割、株式無償割当て、株式併合
- ⑧ 合併、会社分割、株式交換・株式移転、株式交付、事業譲渡
- ⑨ 株主に対する配当
- ⑩ 前各号の他、日常業務に属さない事項

十九 開示情報：売主及び対象会社は、本件株式譲渡に関連して現存し、対象事業の運営又は対象会社の価値に関連性を有する重要な文書及び情報を全て買主に交付又は提供していること。又、本件株式譲渡に関連して売主及び対象会社が買主に開示した情報は重要な点で真実かつ正確であること。売主及び対象会社は、買主の要求に対して、不正確な資料を提供したことはなく、かつ、やむを得ない場合を除き、開示を拒んだことはないこと。

（買主の表明及び保証）

第9条 買主は、本契約締結日及び譲渡日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

一 存続及び権能：日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、またその財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

二 権限及び授權：本契約の締結及び履行に必要な権限及び権能を有しており、買主が本契約を締結

し本件株式譲渡を履行することにつき必要な社内手続を全て履践していること。

- 三 反社会的勢力からの断絶：反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に直接・間接を問わず、何らの資本・資金上の関係もなく、反社会的勢力が買主の経営に直接又は間接に関与している事実がないこと。また、名目の如何を問わず、資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力と交流を持っている事実がないこと。反社会的勢力及び反社会的勢力との交流を持っている者を買主の役員等に選任しておらず、また従業員として雇用している事実がないこと。
- 四 許認可等の取得：本契約の締結及び履行、並びに本件株式譲渡の実行に必要なとされる司法・行政機関等からの許認可・承認等の取得、司法・行政機関等に対する報告・届出等、又はその他法令等上の所要手続を全て法令等の規定に従い適時に履践していること。
- 五 法令等との抵触の不存在：本契約の締結及び履行は、①法令等に違反せず、②買主に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、③買主の定款その他の社内規則に違反するものではないこと。

第4章 本件株式譲渡の実行前の義務

（本件株式譲渡の実行前の売主の義務）

- 第10条 社内手続等の履践：売主は、譲渡日において本件株式譲渡の実行が可能となるよう、法令、本契約及び社内手続上必要とされる一切の手続を本件株式譲渡の実行までの間適時に行う。
- 2 役員の辞任届：売主は、本件株式譲渡の実行までに、第6条第1項第5号に定める辞任届を取りまとめるものとする。
- 3 善管注意義務：売主は、対象会社をして、本契約に別段の定めのある場合を除き、本件株式譲渡の実行まで、対象事業を通常の業務の範囲内において善良なる管理者の注意をもって運営させるものとし、対象会社の資産等について、通常の業務の範囲外の新たな設備投資、担保提供、株主に対する剰余金の分配その他の処分を行わせてはならない。
- 4 重大行為の禁止：売主は、本件株式譲渡の実行まで、対象会社に株式及び新株予約権の発行、合併並びに会社分割その他対象会社の資本構成に影響を及ぼす行為を行わせてはならない。
- 5 従業員の異動の禁止：売主は、本件株式譲渡の実行まで、対象会社をして、本契約締結日時点において在籍する従業員について、著しい異動を行わせてはならない。

（本件株式譲渡の実行前の買主の義務）

- 第11条 社内手続等の履践：買主は、譲渡日において本件株式譲渡の実行が可能となるよう、法令、本契約及び社内手続上必要とされる一切の手続を本件株式譲渡の実行までの間適時に行う。
- 2 経営者保証解除に関する事前相談：買主は、売主に対し、本件株式譲渡の実行までの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。
 - 一 買主は、本件株式譲渡の実行時点に存在する対象会社の正当なる債務を主たる債務又は被担保債務（以下、併せて「主債務等」という。）とする保証債務（以下「保証債務」という。）及び抵当権その他の担保権（以下「抵当権等」といい、保証債務と併せて「経営者保証」という。）の全て（「別紙：経営者保証目録」記載のものを含むが、これに限られない。但し、対象会社が保証人又は抵当権等の設定者であるものは除く。）について、当該契約の相手方（金融機関等、以下本条において「相手方」という。）との間で、書面又は口頭による交渉の実施や、相手方から要請される書類の提出や必要な面談等を行い、経営者保証の解除又は新規差し入れに関し、相手方より意向表明を得た上で、当該意向表明の結果を売主に対して通知する。
 - 二 買主は、前号の意向表明の結果、経営者保証の解除又は新規差し入れ手続を進めることができる場合は、相手方から保証契約書、保証差入書等その他手続を進めるために必要となる書面の交付を受け、必要事項を記載の上、これを相手方に差し入れる。

- 三 買主は、譲渡日後直ちに当該変更登記を完了するため、本件株式譲渡に伴う対象会社の代表取締役及び取締役の変更登記に係る必要書類（就任承諾書・印鑑登録証書等）の作成を完了させ、当該書類を売主及び相手方に提出する。

第5章 本件株式譲渡の実行の前提条件

（本件株式譲渡の実行の前提条件）

- 第12条 売主は、譲渡日において、以下の各号に定める全ての事由を充足していること又は充足されていない条件の全てが買主により放棄されていることを条件として、第2章に定める売主の義務を履行する。
- 一 買主が、第9条各号で表明保証した事項が譲渡日において真実かつ正確であること。
 - 二 買主が、第11条の義務を遵守したこと。
- 2 買主は、譲渡日において、以下の各号に定める全ての事由を充足していること又は充足されていない条件の全てが売主により放棄されていることを条件として、第2章に定める買主の義務を履行する。
- 一 売主が、第8条各項各号で表明保証した事項が譲渡日において真実かつ正確であること。
 - 二 売主が、第10条各項の義務を遵守したこと。
- 3 売主及び買主は、前2項に定める本件株式譲渡の実行の前提条件の充足の確認又は放棄は、本契約に定める損害賠償請求権その他一切の権利を放棄する旨の意思表示ではないことを相互に確認する。

（本件株式譲渡の実行の前提条件の変更等）

- 第13条 売主及び買主は、前条に定める本件株式譲渡の実行の前提条件の未成就によって譲渡日において本件株式譲渡を直ちに実行できない場合には、本件株式譲渡の実行方法等について誠実に協議を行う。
- 2 売主及び買主は、前項に定める協議が整わない場合には、本件株式譲渡を中止できる。

第6章 本件株式譲渡の実行後の義務

（本件株式譲渡の実行後の売主の義務）

- 第14条 競業避止義務：売主は、本件株式譲渡の実行後、譲渡日後●年間は、対象会社と競業関係に立つ業務を行わず、又は第三者をしてこれを行わせない。

（本件株式譲渡の実行後の買主の義務）

- 第15条 従業員の処遇：買主は、本件株式譲渡の実行以降最低●年間は、対象会社が本件株式譲渡の実行時点において雇用している正社員の雇用を維持するとともに、本件株式譲渡の実行時点の労働条件を実質的に下回らせないことを保証する。
- 2 保証債務の解除等：買主は、本件株式譲渡の譲渡日限り、本件株式譲渡の実行の時点に存在する経営者保証の全て（「別紙：経営者保証目録」記載のものを含むが、これに限られない。但し、対象会社が保証人又は抵当権等の設定者であるものは除く。）について、買主の費用と責任において、保証契約関係からの脱退並びに抵当権等設定契約の解除及び抵当権等設定登記の抹消のために必要な手続（対象会社をして主債務等を全額弁済させる方法、買主が代担保を提供する方法及び買主が主債務等について保証債務を負う方法を含むがこれらに限られない。以下「解除手続」という。）を行うものとする。但し、本件株式譲渡の実行の時点において買主又は買主の役職員が認識し得なかった個人保証等については、買主は、買主又は買主の役職員が当該個人保証等を認識したときから2か月以内に解除手続を行うものとする。なお、本文及び但書きいずれについても、解除手続が完了するまでの間に、債権者から保証債務の履行請求又は抵当権等の実行等がなされた場合、買主は、直ちに主債務等の代位弁済を行い、全て買主の費用と責任において処理するものとする。

第7章 付帯合意

(付帯合意)

第16条 譲渡後の支援と処遇：売主は、本件株式譲渡の実行後、買主が対象会社の経営を行うにあたり、「別紙：処遇条件目録」記載の内容を骨子として別途定める条件に従い、買主に対して対象事業の引継ぎ及び経営における助言等の支援を行うものとする。

第8章 解除及び損害賠償

(解除)

第17条 債務不履行による解除：売主及び買主は、相手方当事者が、表明保証条項その他本契約上の重大な義務に違反し、当該相手方に対して書面により是正を求める旨の通知を行った後相当期間を経過しても尚かかる違反が是正されない場合には、本件株式譲渡の実行前に限り本契約を解除することができる。

- 2 無催告解除：売主及び買主は、本件株式譲渡の実行前において、相手方当事者について以下に定める事由のいずれか1つでも発生した場合には、何らの催告等を要せず直ちに、本契約を解除することができる。
 - 一 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他これに類する倒産手続開始の申立てを行い、又は第三者によってかかる申立てがなされたとき
 - 二 支払の停止があったとき又は手形、小切手若しくは電子記録債権について1回でも不渡又は支払不能処分があったとき
 - 三 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - 四 会社組織、業態又は支配権の変更等対象会社の経営に重大な影響を及ぼす行為があったとき
 - 五 その他本契約の遂行に著しい困難を生じ、又はそのおそれが認められる相当の理由があるとき
- 3 買主による無催告解除：買主は、本件株式譲渡の実行前において、対象会社について以下に定める事由のいずれか1つでも発生した場合には、何らの催告等を要せず直ちに、本契約を解除することができる。
 - 一 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他これに類する倒産手続開始の申立てを行い、又は第三者によってかかる申立てがなされたとき
 - 二 支払の停止があったとき又は手形、小切手若しくは電子記録債権について1回でも不渡又は支払不能処分があったとき
 - 三 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - 四 会社組織、業態又は支配権の変更等経営に重大な影響を及ぼす行為があったとき
 - 五 その他本契約の遂行に著しい困難を生じ、又はそのおそれが認められる相当の理由があるとき
- 4 売主及び買主は、本件株式譲渡の実行後は、前3項による解除を含め本契約を解除できないことを確認する。

(損害賠償又は補償)

第18条 売主及び買主は、故意又は過失により本契約に違反し、これにより相手方当事者又は対象会社に損害が発生した場合、譲渡日後●年間（但し、第14条第1項に定める義務に関しては同条同項に定める期間に限るものとし、また、第15条第2項違反に関しては期限を定めない。）に限り、相手方当事者又は対象会社に対して当該損害（第三者からの請求に基づくものを含み、また合理的な範囲での弁護士費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償する。但し、譲渡日後●年以内（但し、第14条第1項に定める義務に関しては同条同項に定める期間とする。）に損害賠償を請求した場合は、同期間経過後も損害賠償を受ける権利は存続する。また、損害等を被った当事者が認める場合には、損害を生じさせないための必要な措置をもってこれに代えることができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、売主及び買主は、自らが行った表明及び保証が真実でなく、又は不正確である

ことに起因して相手方当事者が被った損害については、譲渡日後●年間に限り、相手方当事者に対し、当該損害を損害賠償又は補償する。但し、譲渡日後●年以内に損害賠償又は補償を請求した場合は、同期間経過後も損害賠償又は補償を受ける権利は存続する。

- 3 前項までの定めにかかわらず、売主の負担する損害賠償及び補償の合計額の上限は、本件譲渡価額とする。
- 4 本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、買主の負担する損害賠償及び補償の合計額の上限は、本件譲渡価額（但し、第15条第2項に定めるものに関しては、上限を定めない。）とする。
- 5 本条に定める損害賠償又は補償の請求は、損害賠償又は補償の原因となる具体的な事実及び損害賠償又は補償を求める金額を合理的に記載した書面により行うものとする。
- 6 売主及び買主は、本契約に起因して相手方当事者又は対象会社に発生した損害について、本条に基づかない損害賠償請求その他本契約に定めのない救済方法を行行使することはできないものとする。

第9章 一般条項

（権利義務の譲渡禁止）

- 第19条 売主及び買主は、相手方当事者の書面による事前承諾なしに、本契約に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

（秘密保持）

- 第20条 売主及び買主は、次の各号に定める情報を除き、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約の交渉過程に関する情報、本契約締結の事実及び本契約の内容、並びに本件株式譲渡その他本契約に関する一切の情報（本契約の交渉過程で知れた相手方当事者及び対象会社に関する情報を含み、以下、本条において「秘密情報」という。）について、本契約の目的達成のため以外に使用せず、第三者に開示してはならない。なお、秘密情報の受領者が秘密情報の漏洩を認識した場合、速やかに開示者に当該事実を通知するものとする。

- 一 開示を受けた時点で、受領者がすでに保有していた情報
- 二 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- 三 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
- 四 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 五 受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報

- 2 売主及び買主は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。なお、第2号に基づき開示を行う場合、相手方当事者に対し、かかる開示の内容を事前に（法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知するものとする。

- 一 自己（売主においては対象会社を含む。）の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、事業承継・引継ぎ支援センター及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本合意の目的のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。

- 二 法令等の規定に基づき、裁判所、規制当局、所轄官庁等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。

- 3 前項までの規定にかかわらず、売主及び買主は、経営者保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証等の扱いについて相談する目的のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示することができるものとする。但し、買主に対して、かかる開示の内容を事前に通知するものとする。

- 4 前項までの定めにかかわらず、秘密情報のうち対象会社に関する情報については、買主は本件株式譲渡

の実行まで本条第1項及び第2項に定める義務を負い、売主は本件株式譲渡の実行後から本条第1項及び第2項に定める義務を負うものとする。

5 本件株式譲渡に関する公表は、売主及び買主が協議の上実施することとし、その具体的な内容、時期及び方法は、別途合意して定める。

6 本契約の他の規定にかかわらず、買主は、一般社団法人M&A支援機関協会（以下「協会」という。）が管理する特定事業者リストに関して、協会の「特定事業者の情報共有に関する規約」に規定する登録要件に該当し得る事実が生じた場合、売主及びそのアドバイザーが、協会に対して、買主に関する情報を提供することをあらかじめ許容するものとする。

（費用）

第21条 売主及び買主が、本契約の締結、本件株式譲渡の実行、その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用（弁護士、会計士及び税理士等の専門家に対する報酬及び費用を含む。）については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

（完全合意）

第22条 本契約は、本件株式譲渡その他本契約における対象事項に関する売主及び買主の最終的かつ完全な合意を構成するものであり、かかる対象事項に関する本契約締結日までの両当事者間の一切の契約、合意、約定その他の約束（ここには、基本合意、意向表明等の一切の合意が含まれ、それらは書面によると口頭によるとを問わない。）は、本契約に別段の定めある場合を除き、本契約締結をもって失効する。

（通知）

第23条 本契約に従い、各当事者が行う通知はいずれも書面によるものとし、その効力は相手方当事者に到達された時に発生する。

（契約の修正）

第24条 本契約は、売主及び買主により適正に調印された書面によらない限り、一切の修正、変更等ができないものとする。

（管轄）

第25条 売主及び買主は、本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争については、■■地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第26条 本契約の準拠法は日本法（但し、国際私法ないし抵触法に関するルールを除く。）とし、同法に従って解釈される。

（誠実協議）

第27条 売主及び買主は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書正本 2 通を作成し、売主及び買主が各自記名押印又は署名のうえ、各々その一通を保管する。

令和●年●月●日

売主

買主

この文例は完成した契約書ではありません。事案にあわせ交渉及び修正の上貴殿又は貴社の最終的な判断及び責任においてご利用下さいますようお願い申し上げます。

別紙 1：表明保証除外事項

別紙 2 : 経営者保証目録

1 保証債務一覧

金銭消費貸借契約等の保証

	契約書名	債権者	債務額 (円)	左記債務残高の 基準日	保証人	備考
1						

賃貸借契約・リース契約その他の契約の保証

	契約書名	契約の相手方	保証人	備考
1				

2 (根) 抵当権一覧

物件	種別	対象不動産・受付年月 日	(根) 抵当権 者	被担保債権額／ 極度額 (共同担 保目録)	所有者 (保証人)	備考
1		【土地】 所在： 地番： 受付年月日： 【建物】 所在： 家屋番号： 受付年月日：				

別紙 3 : 処遇条件目録

	基本条件（対象会社）			
義務を負う者	役職名	期間	報酬・給与（月額） （円）	その他の基本条件